3　前項の申請書及びその写しの提出は、変更前の当該認可の申請書の写しを添付して行わなければならない。

4　経済産業大臣は、第二項の変更の認可の申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第百四条第一項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定資金供給に係る事項の変更の認可をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認可に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、機構に交付するものとする。

「産業競争力強化法第105条第１項の規定に基づき認可する。」

5　経済産業大臣は、前項の変更の認可をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十二による書面を機構に交付するものとする。

様式第三十一（第61条の２関係）

特定資金供給に係る事項の変更認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
名　称
代表者の氏名　印

年　月　日付けで認可を受けた特定資金供給に係る事項について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第105条第１項の規定に基づき認可を申請します。

記

1．変更事項
2．変更事項の内容

（備考）

1．記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

［新設］

様式第三十二（第61条の２関係）

特定資金供給に係る事項の変更不認可通知書

年　月　日

殿

経済産業大臣　名

年　月　日付けで変更認可申請のあった特定資金供給に係る事項については、下記の理由により認可をしないものとします。

記

不認可の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

法第104条第１項のうち、認可をしない理由を具体的に記載する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［新設］

附　則

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）附則第一条第二号に定める日（平成三十年九月二十五日）から施行する。

○経済産業省令第六十号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の一部の施行に伴い、並びに中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）第二条第二項第三号及び第四号、並びに第七条第二項第一号の規定に基づき、中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　小此木八郎

中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定でこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（契約の解除理由となる掛金の未納月分等）	（契約の解除理由となる掛金の未納月分）
第六条　［略］	**第六条**　［略］
2　法第七条第二項第一号の経済産業省令で定める正当な理由は、暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因等の共済契約者がその責めに帰することができない事由により掛金を納付することができなかつたこととする。	［新設］